いじめ問題対応マニュアル

川口市立青木北小学校

「いじめ」とは、児童等について、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等との一定の人間関係等にある他の児童等が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。<いじめ防止対策推進法（第２条）>

1日目に対応

<いじめ問題発生時>

いじめを受けているとの訴え
（本人、保護者、他の児童、その他）

※速やかに対応する

いじめの情報キャッチ（認知）
（担任、指名された職員、管理職、その他）

・被害児童の訴えには「あなたを全力で守り抜く」決意とメッセージを伝える。
・訴えを丁寧に真剣に受け止める。
・共感的に受け止める。

※憶測を入れず些細なことでも事実を報告する

担任、学年主任、生徒指導主任 ⇄ 校長・教頭（報告／指示）

（情報に基づき事実の確認調査を指示）

遅くとも3日目までに対応

被害児童、加害児童、保護者、他児童、教職員からの事情聴取

<確認調査する内容>
・いつ　・だれが　・どこで　・どのような方法で

いじめの認知

調査内容の報告　※トラブルの場合は即指導

校長・教頭 → 市教委へ連絡

いじめ対策委員会を招集

<構成員>
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任
養護教諭・該当学年の生徒指導担当
該当児童の学年主任・該当学年の担任

いじめ対策委員会

<緊急対応会議>
・問題の明確化
・指導方針の決定
・役割分担の確認

<いじめ対策支援チーム>

・調査班
学年主任、学年生徒指導担当、担任、養護教諭等

・対応班
学年主任、担任、生徒指導部員、学年教職員等

（児童直接指導班・間接指導班）

家庭

職員会議

解決に至らない場合、継続支援

経過観察（児童・保護者）

<関係機関との連携>
・スクールカウンセラー
・教育相談室　・児童相談所
・児童・民政委員　・よい子の電話教育相談
・警察署　・人権擁護委員等

問題の解決